

## 令和4年度 保土ケ谷区社会福祉協議会事業計画

保土ケ谷区社会福祉協議会（以下「本会」）は会員相互の連携・協力により、区民の誰もが自分事として、第4期『保土ケ谷ほっとなまちづくり』（地域福祉保健計画）の基本理念である「つながり 支え合い 安心していきいきと暮らせるまち ほどがや」を実現するために、3つのテーマ「見守り・支え合い」「いきいき健康」「担い手づくり・情報」に沿った取組を進めます。そのためにも、会員以外の企業・団体とも連携を図りながら福祉事業を推進します。

また、高齢者、障がい者、子育てなどの各福祉分野にわたる重層的支援体制の実現に向けて、行政及び地域ケアプラザなどの関係機関の協力を得ながら、地域の実情に合った地域共生社会の実現に取り組んでいきます。取り組むにあたっては事務局事業である生活支援体制整備事業での高齢者社会への対応、権利擁護事業や生活福祉資金事業での生活課題解決などが充実した事業となるように努め、その状況を地域に向けて発信します。

さらに、表出されにくい複雑・多様化した困りごと、引きこもりや生活困窮などに対しては、身近な地域での支え合いが重要であると捉え、地区社会福祉協議会（以下「地区社協」）や自治会・町内会、各地区民生委員児童委員協議会、ボランティア団体などの地域住民・団体が行う課題把握や解決に向けた地域福祉活動を支援します。

活動者の広がりや財源等の確保については、継続して食料を含めた寄付を募集して活動支援に充てるとともに、福祉活動の輪を広げるために、寄付と助け合いのつながりについての広報を充実させていきます。

事務局運営については区民から更に信頼をしていただけるよう、尊厳の尊重、コンプライアンスの推進、コスト意識などについて強化を図り、適正な事務事業の遂行に努めます。

新型コロナウイルス感染症の影響により、活動が従前のおりには行うことができない状況が続いています。また、多くの区民が不安で不安定な生活を強いられています。

本会は、様々な助け合い活動の目的を大切に捉えて、「新しい生活様式」に対応した方法によっても、その目的が達成されるように支援します。身近な場所でも、離れていても、誰もが取り残されない地域づくりを目指し、令和4年度の事業計画を組織的に推進します。

### 【実施事業内容の大項目】

- I 「共助の層」を厚くする取組
- II 幅広い地域活動の人材の確保
- III 支援を必要とする人への自立・生活支援
- IV 区社協の機能・体制の強化

“第4期保土ケ谷区地域福祉保健計画『保土ケ谷ほっとなまちづくり』”は、令和3年度から令和7年度までの5か年計画です。区全域計画と地区社協エリアを単位とした地区別計画で構成されています。

# 実施事業の内容

## I 「共助の層」を厚くする取組

### (1) 身近な地域での「つながり・支えあい活動」の推進 <重点>

既存の制度やサービスでは解決できないさまざまな生活課題を抱えた地域住民に対して相談支援を行えるよう、総合相談機能を強化します。

社会的孤立を背景に課題を抱えた住民と地域とのつながりづくりを支援するとともに、民生委員児童委員など地域で個別ニーズに対応した見守り支援を行っている活動者とより一層の連携を図り、早期発見・早期対応・予防的取組を進めます。

また、「制度の狭間や生活困窮への対応」について、地域における新たな社会資源の開発や支援の仕組みを構築するとともに、本会が持つ機能やネットワークを活かした取組を継続して行います。

### (2) 生活支援体制整備事業の推進 <重点>

昨年度改訂した「横浜型地域包括ケアシステム・保土ヶ谷区アクションプラン」を推進します。①見守りの仕組みづくり②通いの場づくり③生活支援の仕組みづくりについて、区役所や地域ケアプラザと連携して、区域、地域ケアプラザ域、地区域の取組を進めていきます。

### (3) 地域ケアプラザとの連携

地域ケアプラザとの地域支援に関する情報・ノウハウ等の共有をより一層進め、生活支援体制の整備に向けて、一体的かつ効果的に地域支援を進めます。

各種連絡会等を活用し、区域全体の地域支援の取組やノウハウの共有を行うとともに、地域包括ミーティングや地域ケア会議等を通じて、地域ケアプラザエリアでは解決できない区域の課題を収集し、解決に向けた検討を行います。

### (4) 地区社協活動の推進支援 <重点>

地区社協が地域のさまざまな活動団体の協議体としての機能を発揮し、地域に暮らす一人ひとりの困りごとの解決に向けた検討がさらに進められるように、組織運営を支援します。

また、地区社協活動への賛同者を増やし、活動をさらに活性化させるための福祉講座や研修会等の開催や、身近な地域での見守り体制の強化や支えあいの仕組みづくりを支援します。

こうした地区社協の事業推進のために、次のとおり各種助成金等を交付します。

- 地区社協活動費（市社協補助金1 地区5万円）
- 地区社協助成金（本会補助金1 地区23万円）
- 地区社協への世帯賛助会費の還元（各地区実績の60%）

## (5) 保土ケ谷区地域福祉保健計画（ほっとなまちづくり）の推進〈重点〉

今年度は第4期地域福祉保健計画の推進2年目です。計画の共同事務局である区役所及び地域ケアプラザと連携して計画全体の進行管理を行うとともに、区計画の推進及び、地区社協が地区別計画を推進できるように支援していきます。

また、第4期計画が大切にしている視点の「地域のみんなを対象に／地域のみんなで進めよう」を実現するため、「保土ケ谷ほっとなまちづくり」の認知度を上げ、様々な立場の住民や関係機関等の参画を得て計画を推進できるような土壌づくりの取組を地区社協と共に実施します。

## (6) 保土ケ谷区ふれあい助成金の配分

赤い羽根共同募金等を財源として、区内で行われるボランティア活動、市民活動団体や障がい者団体等の活動へ助成金を配分します。新規立ち上げ団体に対する助成については、随時相談・申請の受付（4月～12月）を行い、新たな地域活動の発展を支援します。

- ・活動の活性化と公平性の観点から、市域統一区分での運用をします。

【区分】「要援護者支援区分」「障害児者支援区分」

「福祉のまちづくり区分」「健康増進区分」

- ・公平性、透明性を確保するために「保土ケ谷区ふれあい助成金配分審査会」において審査を行います。

## Ⅱ 幅広い地域活動の人材の確保

### (1) 区ボランティアセンターの運営

ボランティアの登録・相談、情報の収集・提供、各種講座等の開催などボランティアの発掘・養成を行います。登録ボランティアに対しては随時活動状況を確認し、活動のフォローアップを行います。

感染症対策のため、高齢者施設等での活動が困難な状況が続いています。施設とボランティア活動者の状況を把握しながら、コロナ禍におけるボランティア活動について検討・実施を継続します。

また、移動情報センター〈Ⅲ-1〉と連携をはかり、個別支援のためのコーディネートを実施するとともに、必要に応じて地区担当職員（各地区で地域福祉推進支援を担当する職員）と連携して課題解決に努めます。

ボランティアセンター運営委員会では、ボランティアセンター運営の活性化および善意銀行預託金の公正かつ効果的な配分を行います。

### (2) ボランティア講座等の開催

地域の実情をふまえたボランティア研修・講座を開催します。今年度は地域における生活支援ボランティア講座を開催することで、地域活動・ボランティア活動へのきっかけづくりを進めます。

### (3) 企業や社会福祉法人の地域貢献活動の充実

保土ヶ谷法人会等との連携を進め、区内企業に対して福祉活動に関する情報提供や、地域貢献活動の相談を受け付けます。

社会福祉法人の地域貢献活動に関する相談に対しても、個別の生活ニーズや地域課題と社会福祉法人が持つ資源とをつなげるコーディネートに取り組みます。

また、生活困窮者等への食の支援関連事業<Ⅲ-(11)>の1つである、フードドライブの取組を広く地域の企業や社会福祉法人に周知し、協力を呼びかけます。

### (4) 地域における福祉教育・福祉啓発の推進

学校や地域での福祉体験・学習の開催を促すとともに、企画や講師派遣などについてコーディネートを行います。また、下記のとおり福祉教育・福祉啓発についての支援を行います。

- ・福祉教育ニュースの発行など、学校が福祉教育へのイメージを持ちやすく、また取り組みやすくするための情報提供
- ・福祉教育を推進するための連絡会・研修会の実施
- ・車椅子等の教育資材の貸出
- ・障がい者への理解促進のため「障がい者週間キャンペーン」を開催

## Ⅲ 支援を必要とする人への自立・生活支援

### (1) 移動情報センター事業の実施

障がいのある方のための外出相談窓口として、ガイドヘルパー事業所等の紹介・コーディネートを行います。また、区ボランティアセンターと連携し、ガイドボランティア制度を利用した外出支援を提案します。さらに相談内容によって地区担当職員と協力し、さまざまな支援に結びつけます。

ガイドヘルパー等サービス事業者と関係機関との連絡会を開催するとともに、地域へのガイドボランティア制度の普及に努め、移動支援に関わる人材確保・育成やサービスの向上を目指します。

また、ガイドボランティア事務取扱団体として、横浜市ガイドボランティア事業の推進に取り組みます。

### (2) 外出支援・送迎サービス事業の実施 <転換>

現在、外出を支援する福祉有償運送事業者は本会以外にも大幅に増加しています。また市内タクシー各社も乗降のしやすいUDタクシーの導入を進めており、移動に制約のある方にも外出しやすい環境が整ってきました。一方、就労する高齢者の増加等「担い手」確保が困難となりボランティアによる事業自体に見直しが求められてきました。

こうした背景を受け、令和3年度からは平成12年に横浜市からの受託を開始した横浜市外出支援サービス事業及び本会送迎サービス事業を一旦終了し、タクシー事

業者の運行によるモデル事業として転換してまいりましたが、当事業の今後の方向性についても関係機関と調整を行います。

### (3) あんしんセンター（権利擁護事業）の運営

日常的な金銭や財産関係書類の管理に不安がある高齢者や障がいのある方を対象に金銭管理等の相談に応じ、契約に基づいてサービスを提供します。

また、相談機能を充実させるとともに、地域包括支援センターと連携して講演会の開催や各連絡会での出張説明会を行うなど、権利擁護事業の周知を充実させ、新規利用契約に努めます。

また、身近な地域での「つながり・支えあい活動」の推進<Ⅰ-(1)>を視野に入れ、地域福祉推進の機能の1つとして取り組みます。

### (4) 市民後見人養成・活動支援事業

区役所および地域包括支援センターと共催で権利擁護推進の市民後見サポートネットを開催し、“市民後見人”の活動支援を行います。

“市民後見人”とは、成年後見制度の利用を必要とする高齢者や障がい者の権利を擁護し、地域での生活を身近な市民が支える仕組みです。

### (5) 成年後見制度利用促進に向けた取組 〈重点〉

横浜市における権利擁護支援に係る地域連携ネットワークを構築するため、各支援機関との協働により区協議会（成年後見サポートネット）に参画し、成年後見制度の利用促進にむけて区内相談機関との連携体制の構築や市民後見人の活動支援など、市協議会（中核機関）と連携を図りながら進めます。

### (6) 生活福祉資金貸付事業

低所得世帯、高齢の方や障がいのある方の世帯に対して、必要な相談支援を行い、世帯の経済的自立を図り、安定した生活を送れることを目的とした貸付事業を行います。

また、借受者の現状を踏まえ、ニーズに応じて自立して安定した生活を営むことができるよう、関係機関と連携を図り、生活困窮者の支援に取り組みます。

### (7) 学齢障がい児余暇活動支援事業の実施

区内地域ケアプラザおよび関係機関と協力し、夏休みや春休みなどの長期休暇中に障がい児を対象とした余暇活動支援事業を実施し、障がい児の外出の機会を提供するとともに、地域住民への障がい理解の普及・啓発に努めます。

### (8) 災害時のボランティア活動に向けた啓発活動

地域防災拠点、ボランティアに関連する関係機関・団体、個人会員で構成された「災害ボランティアネットワーク」の事務局を区役所と共同で担い、活動を広げるために区民まつりやホームページ等を通じた広報啓発を行います。

また、区役所・災害ボランティアネットワークと連携し、発災時における災害ボランティアセンター開設準備体制の整備を進めます。

### (9) 子育て支援

身近な地域で安心して子育てができる地域づくりを目指し、子育て支援に携わる地域子育て支援拠点「こっころ」、区役所、地域ケアプラザおよび地域子育て支援団体と連携し、子育て支援の情報の整理・共有と意識・知識の向上を目指します。

- ・子育て支援連絡会への参画
- ・エリア別子育て支援連絡会の開催
- ・要保護児童対策連絡協議会への参画

### (10) 当事者団体等の支援

地区社協や区地域自立支援協議会、区障害者地域作業所等連絡会、障害者支援センター、区役所等との連携により障がい者福祉の向上と、当事者の生活を支えるための活動に取り組みます。

本会当事者部会・自立支援協議会当事者部会などで、当事者の抱えている課題を抽出し、解決に向けた検討を行います。また、必要に応じて地域に協力や啓発の働きかけを行います。

### (11) 自立生活支援関連事業

地域のさまざまな企業・団体・活動ならびに、生活支援課をはじめとした区役所各課と連携し、食料の確保が難しい方など、既存の制度での対応が難しい生活困窮者等へ食料支援などを通じた自立生活支援を行います。

支援で把握したニーズをもとに、地域には困りごとを抱えた世帯があることを知ってもらい、それぞれが支援できる取組について考えていただけるよう啓発を進め、その取組を支援していきます。

さらに食品等の寄贈や「みんな de 食堂懇談会」をはじめとした、様々な活動を支援することで、一人ひとりの困りごとに対応できる地域づくりを進めていきます。

### (12) その他

- ・小災害被災世帯への見舞金給付

区内に居住している方が火災や小災害にあわれたとき、区役所からの情報をもとに、見舞金を支給します。

- ・行旅病人に対する援護

区民生委員児童委員協議会からの申請をもとに、行旅病人、保護施設入所予定者等の交通費に充当するための助成事業を行います。

## Ⅳ 区社協の機能・体制の強化

### (1) 情報の収集と発信 <重点>

ボランティア団体、地域活動団体や福祉施設等の状況など、最新情報の収集と分析整理を行います。また地域活動に必要な情報について、広報媒体に応じた内容を掲載し、区民に広く早く発信していきます。

- ・本会Facebookを活用して、タイムリーに地域の活動などを伝えていくようにします。また、本会ホームページ内の「ほっとなタウンマップ」では、地区社協や地域ケアプラザの広報誌を掲載し、身近な情報が得られるようにします。
- ・LINE や YouTube を新たな情報発信ツールとして活用し、より多くの区民に情報を届けます。
- ・「社協ほどがや」及び「ボランティア情報」の発行（9月 全戸配布）
- ・「ほどがやボラセンだより」の発行  
（夏・冬 年2回 ボランティア登録者等へ送付、来館者へ配布）
- ・拠点内の壁面に設置している「ボランティアセンター情報掲示板」を活用し、さまざまな福祉情報を掲示します。
- ・「移動情報センター広報誌」を発行します。

### (2) ほっとなまちづくりフォーラム～第39回保土ヶ谷区社会福祉大会～の開催

区役所との共催により、福祉功績者の表彰や地域活動の発表を通して、福祉の啓発に取り組みます。

- ・開催予定 令和4年12月
- ・会場 保土ヶ谷公会堂

### (3) 事務局の体制強化と人材育成の取組

外部研修への職員派遣、職場内研修や事例検討を通して、身近な地域での支えあい活動を広げられるように、さらなる職員の専門性の向上を図ります。

また、基礎的な事務能力の向上に努めるとともに、法令順守の徹底ならびに区民の期待に応えることのできる事務局となるために、コンプライアンスの推進を図り、福祉ニーズの把握及び解決に向けた新規事業の検討や既存事業の見直しを行います。

さらに、ICTの活用や各事業間の連携により事業効率や効果が上がるように検討しながら事業推進をします。

### (4) 組織の充実

理事会、評議員会、各部会・分科会の活動がより充実したものになるように、会員が把握している課題についての解決に取り組みます。

また、会員相互に情報を交換し共有できる仕組みを検討実施します。会員の拡充についても取り組みます。

#### (5) 財政基盤の強化、寄付文化の醸成 <重点>

社協活動を行っていくうえで、重要な財源となる世帯賛助会費制度・善意銀行事業について、広報紙やインターネット等を活用して幅広く周知します。それらがより良く理解いただけるように情報内容に工夫を凝らし、より丁寧に発信します。

また、寄付活動を地域課題の解決方法の一つと位置付け、より多くの共感者、協力者を増やせられるように区民や社会福祉法人、福祉保健活動団体、企業向けのわかりやすい情報発信をさらに進めて、寄付文化の醸成を図っていきます。

#### (6) 苦情解決・情報公開体制の充実

苦情に対しては苦情解決規則に基づき迅速に対応し、利用者が安心できる環境を整備します。また、ご意見箱を設置し、運営に関する意見を受け付けます。いただいた意見は、掲示やホームページなどを活用して利用者の方へ積極的に公表します。

また、本会運営の透明性を確保し、区民の理解と信頼を増進させるため、情報の公開に関する規程に則り、積極的に情報公開を行います。

#### (7) 相談しやすい環境の整備

窓口には常に職員を配置し、来館者に対してすぐに対応するなど、相談しやすい環境を整備します。また、いただいた相談や要望に対して、その内容を分析・検討し、随時運営に反映します。さらに本会のネットワーク機能を活用して、他の支援機関や民間事業所とも連携をした相談体制を整備します。

#### (8) 福祉関係5団体の事務局運営

本会事務局は、共同募金会区支会、日本赤十字社区地区委員会、保護司会、更生保護女性会、遺族会の事務局も担い、各団体の自主的な運営を支援するとともに、団体との連携により地域福祉を推進します。

#### (9) 福祉保健活動拠点の運営

区福祉保健活動拠点の利用を促進し、区内の福祉保健活動の更なる推進とともに、適正な管理・運営を図ります。

また、登録団体への支援として活動場所を整備し、拠点に対する満足度アンケートの実施、利用調整会議の開催、ご意見箱の設置等により利用環境の整備に努めます。複合施設内の他法人との連携・協働に努めます。

拠点団体交流会を実施し、拠点利用団体同士の交流と活動促進を支援します。

【指定管理期間】 令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

【開館日時】 月曜日から土曜日まで 9時から21時まで  
日曜日・祝日 9時から17時まで  
(年末年始、毎月第4日曜日の清掃日を除く)